



作成日 2017/01/20

改訂日 2018/04/01

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 U-エルシーワンSF II (GHS)  
 製品コード CE-F01-1151  
 供給者の会社名称 宇部興産建材株式会社  
 住所 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館  
 電話番号 03-5419-6206  
 FAX番号 03-5419-6265

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分4  
 健康有害性 急性毒性(経口) 区分4  
 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4  
 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

警告  
 H227 可燃性液体  
 H302+H332 飲み込んだり、吸入すると有害

#### 注意書き 予防策

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)  
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

#### 対応

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

#### 保管 廃棄

換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

#### 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
アルキルアルコキシシラン	80~90%	不明	—	2-(3)-296	2943-75-1
エタノール	1%以下	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> O H	(2)-202	公表	64-17-5
ベンジルアルコール	10%以下	C <sub>7</sub> H <sub>5</sub> O	(3)-1011	公表	100-51-6

#### 労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エタノール(法令指定番号:61)

4. 応急措置		
吸入した場合		<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p>
皮膚に付着した場合		<p>付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。</p> <p>溶剤、シンナーを使用してはならない。</p> <p>多量の水と石鹼で洗うこと。</p> <p>皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。</p>
眼に入った場合		<p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>眼の中すべてに水が行き届くように洗浄する。</p> <p>眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。</p>
飲み込んだ場合		<p>嘔吐物を飲み込ませてはならない。</p> <p>医師の指示のない場合は、吐かせてはならない。</p> <p>負傷者を安静にし直ちに医師の診察を受ける。</p> <p>救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。</p> <p>適切な換気を確保する。</p>
応急措置をする者の保護		
5. 火災時の措置		
消火剤		泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス
特有の消火方法		<p>高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却す</p> <p>消火作業は風上から行い、必要に応じて風下に立ち入り禁止区域を設置する。</p> <p>周辺に延焼しないように可燃物を遠ざける。</p> <p>消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。</p>
消火を行う者の保護		
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		<p>作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。</p> <p>周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。</p>
環境に対する注意事項		<p>河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p>
封じ込め及び浄化の方法及び機材		<p>漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。</p>
二次災害の防止策		<p>消火用器材を準備する。</p> <p>付近の着火源となるものを速やかに取り除く。</p>
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	<p>粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。</p> <p>熱/花火/裸火/高温などの着火源から遠ざける。</p> <p>禁煙。</p>
	安全取扱注意事項	<p>すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</p> <p>屋外または換気の良い場所のみ使用する。</p> <p>保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。</p> <p>指定された個人用保護具を使用すること</p> <p>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p> <p>日光から遮断すること。</p>
保管	安全な保管条件	

	安全な容器包装材	施錠して保管すること。 情報なし
8. ばく露防止及び保護措置 保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 適切な保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 乳白色 特異臭
臭い		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		205°C
引火点		89°C (不明)
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	1.3vol% 13vol%
蒸気圧		13.2Pa(20°C)
蒸気密度		データなし
比重(密度)		0.8~1.0g/cm <sup>3</sup>
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
自然発火温度		436°C
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし
エタノールとして		
沸点、初留点及び沸騰範囲		78.3°C
引火点		13°C
比重(密度)		0.7892(20°C, 4°C)
溶解度		水に可溶, 他のアルコールに可溶, エーテルに可溶, ケトンに可溶, クロロホルムに可溶, その他の有機化合物に可溶, 炭化水素油に可溶(無水の状態), ガソリンに可溶(無水の状態)
自然発火温度		423°C
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		安定である。
危険有害反応可能性		データなし
避けるべき条件		データなし
危険有害な分解生成物		データなし
11. 有害性情報		
エタノールとして		
急性毒性(経口)		ラットLD50=6,200-17,800 mg/kg

<p>急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入:蒸気) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 ベンジルアルコールとして 急性毒性(経口) 急性毒性(吸入:粉じん、 ミスト)</p>	<p>ウサギLDLo=20,000 mg/kg ラットLC50:&gt;28.3 mg/L/4h ウサギ:刺激性なし  ウサギ:中等度の刺激性(7日以内に回復)  ラットLD50=1620 mg/kg ラットLC50:&gt;4178 mg/m<sup>3</sup>/4h(OECD 403)</p>	
<p>皮膚腐食性及び皮膚刺激性 生殖細胞変異原性 発がん性</p>	<p>Category 4, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2) ウサギ:刺激性なし(OECD 404)  マウスin vivo小核試験:陰性 ラット発がん性試験:発がん性なし</p>	
<p>12. 環境影響情報 エタノールとして 水生環境有害性(急性)</p>	<p>魚類(ファットヘッドミノー)96h-LC50:&gt;100 mg/L 甲殻類(オオミジンコ)48h-LC50=5,463.9 mg/L 藻類(クロレラ)96h-EC50=1,000 mg/L 良分解性、logKow=-0.3</p>	
<p>水生環境有害性(長期間) ベンジルアルコールとして 水生環境有害性(急性)</p>	<p>魚類(Pimephales promelas)96h-LC50=460mg/L (EPA OPP 72-1) 甲殻類(Daphnia magna)48h-EC50=230mg/L (OECD 202) 藻類(Pseudokirchnerella subcapitata)72h-EC50=770mg/L (OECD 201) 良分解性(14日間BOD分解度:92-96%)</p>	
<p>水生環境有害性(長期間)</p>	<p>生体蓄積性は低いと推測される(logPow=1.05)</p>	
<p>13. 廃棄上の注意 残余廃棄物</p>	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 環境への放出を避ける。</p>	
<p>14. 輸送上の注意 国際規制</p>	<p>海上規制情報 Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code</p>	<p>該当しない Not applicable Not applicable</p>
<p>国内規制</p>	<p>航空規制情報 陸上規制 海上規制情報</p>	<p>該当しない 該当しない 該当しない</p>

緊急時応急措置指針番号	海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書Ⅱ 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報	非該当 非該当  該当しない 128
15. 適用法令 労働安全衛生法	消防法 大気汚染防止法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
海洋汚染防止法	外国為替及び外国貿易法 特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法)	
16. その他の情報 記載内容の取扱い		記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を対象としたものですので、特別な手配をする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。